

(令和7年4月現在)

政 区 域 869ha
市 計 画 区 域 869ha
市 街 化 区 域 711ha
市街化調整区域 158ha

福岡都市計画区域に編入
昭和42年 9月16日

福岡都市計画面市街化区域及び市街化調整区域の決定告示
昭和45年 12月28日 福岡告示第1177号

福岡都市計画用途地域の決定告示
昭和46年 3月11日 福岡県告示第221号

福岡都市計画用途地域の決定告示
昭和48年 8月10日 福岡県告示第886号

福岡都市計画消防防火地域(志免町)の決定告示
昭和48年 8月10日 志免町告示第38号

福岡都市計画用途地域の決定告示
昭和45年 8月16日 福岡県告示第1219号

福岡都市計画消防防火地域(志免町)の決定告示
昭和45年 8月16日 志免町告示第16号

福岡都市計画用途地域の決定告示
昭和61年 7月1日 福岡県告示第957号

福岡都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定告示
昭和4年 5月18日 福岡県告示第966号

福岡都市計画用途地域の決定告示
昭和4年 5月18日 福岡県告示第97号

福岡都市計画用途地域の決定告示
平成 8年 4月1日 福岡県告示第621号

福岡都市計画高度地区(志免町)の決定告示
平成 8年 4月1日 志免町告示第14号

福岡都市計画高度地区(志免町)の決定告示
平成12年 8月1日 志免町告示第16号

福岡都市計画地区計画(志免町)の決定告示
平成17年 4月12日 志免町告示第28号

福岡都市計画用途地域の決定告示
平成23年 4月25日 福岡県告示第728号

福岡都市計画地区区域の変更の公告
平成29年 1月24日 福岡県公報第3861号

福岡都市計画地区区域の変更に係る都市計画の名称変更
の決定告示
平成29年 1月24日 福岡県告示第44号

福岡都市計画地区区域の変更に係る都市計画の名称変更
(志免町)の決定告示
平成29年 1月24日 志免町告示第4号

福岡都市計画用途地区区域の決定告示
平成30年 4月10日 福岡県告示第397号

福岡県福岡都市計画用途地区(志免町)の決定告示
平成30年 4月10日 志免町告示第49号

福岡県福岡都市計画高度地区(志免町)の決定告示
平成30年 4月10日 志免町告示第50号

福岡県福岡都市計画地区計画(志免町)の決定告示
平成30年 4月10日 志免町告示第51号

福岡県福岡都市計画用途地区(志免町)の変更告示
令和 7年 4月 1日 志免町告示第55号

福岡県福岡都市計画高度地区(志免町)の変更告示
令和 7年 4月 1日 志免町告示第56号

用途地域等の決定状況

種 類	面積 (㎡)	容積率 (%)	建 築 高 度 (%)	外壁の構造 基礎の構造	建築物の 高さの制限	建築物の 敷地面積の 最小限度	備考
第一種低層住居専用地域	186	80	50	1m	10m	165㎡	建築基準法 第22条2項
第二種低層住居専用地域	4.8	80	50	1m	10m	165㎡	
第一種中高層住居専用地域	20	200	60	-	-	-	
第一種住居地域	267	200	60	-	-	-	建築基準法 第22条2項
第二種住居地域	64	200	60	-	-	-	
近隣商業地域	8.7	200	80	-	-	-	
商業地域	6.4	400	80	-	-	-	
工業地域	127	200	60	-	-	-	
工業専用地域	27	200	60	-	-	-	建築基準法 第22条2項
合 計	711						

用途地域による建築物の用途制限概要

各用途地域における住民の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおりの制限が行われます。

[illegible]

注)本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

注)建築物の用途については、建築基準法上の制限以外に別の規制(「地区計画」・「風営法」・「条例」等)によって制限を受ける地域があります。

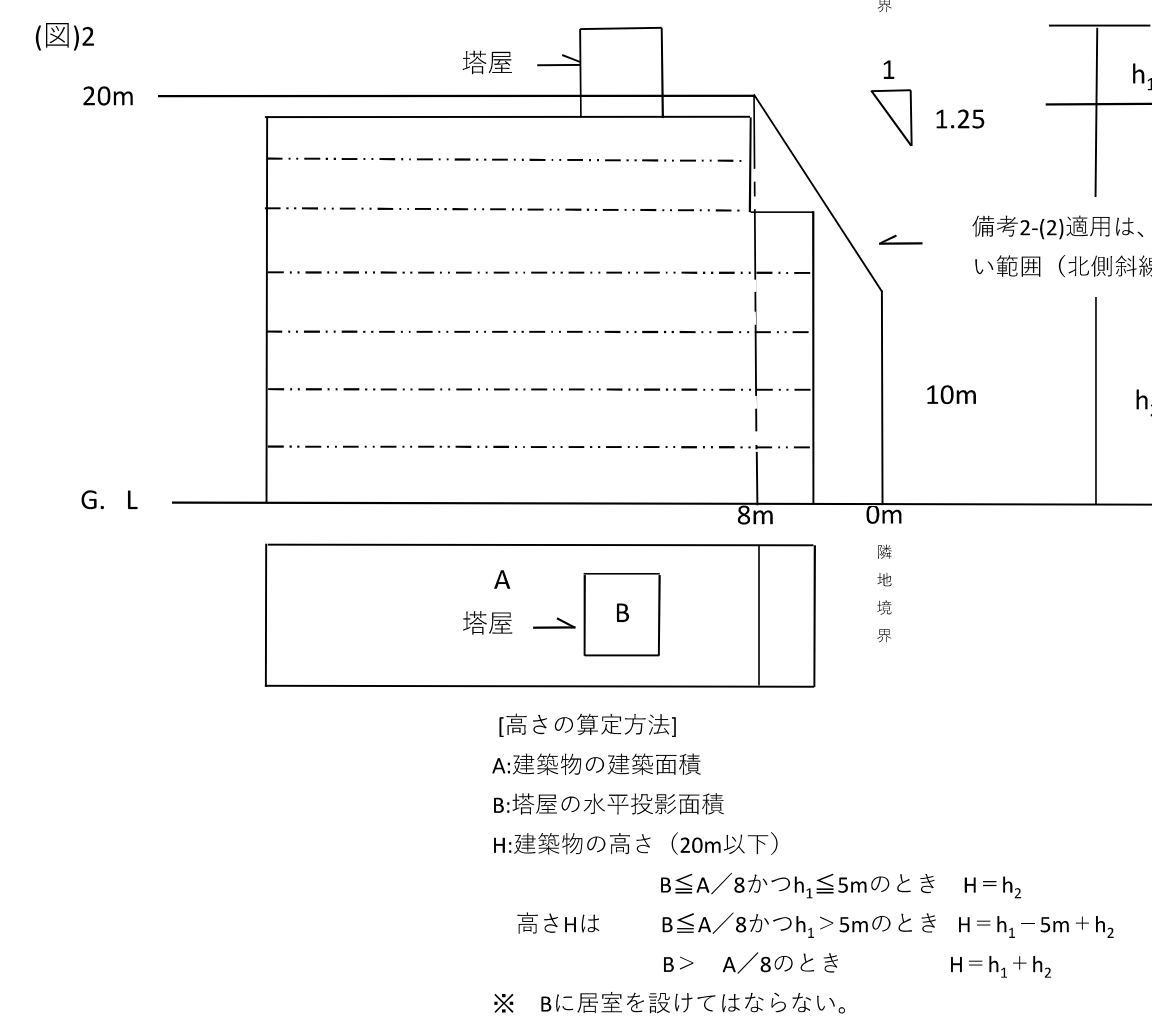
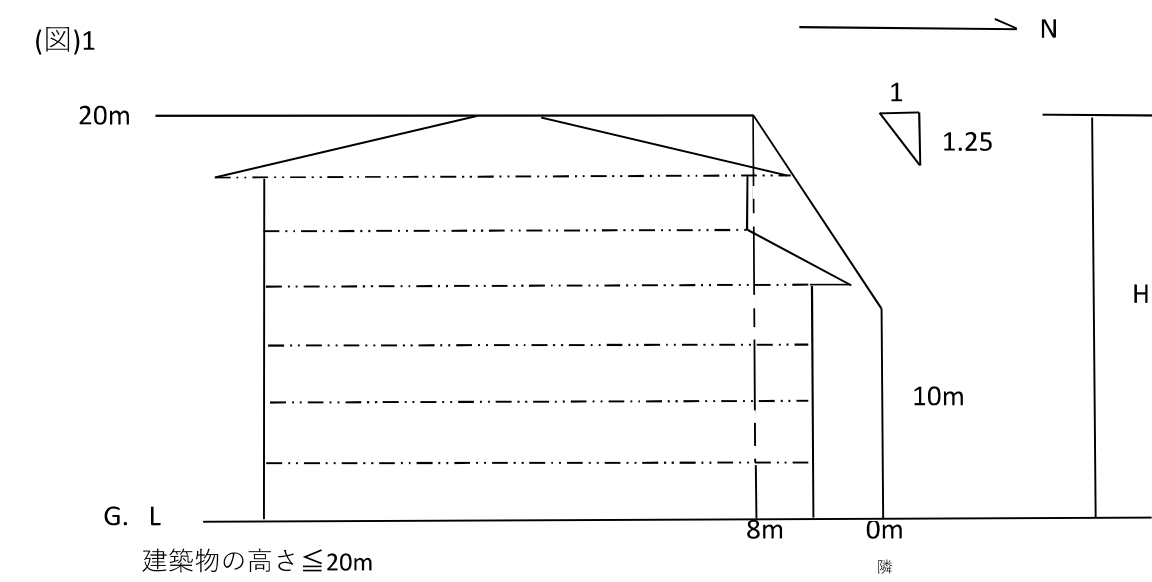
高度地区の決定内容

令和7年4月1日告示

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度	備 考
高度地区 (第一種20m高度地区)	約40ha	建築物の各部分の高さは、当該地区から隣地境界線又は前面道路の反対側の境界線までの北真方向の水平距離が8m以下の範囲において、当該水平距離の1.25倍に10mを加えたもの以下とし、北真方向の水平距離が8mを超える範囲においては、20m以下とする。	下記 4～6
1 次の方々の一に該当する区域で、町長が周囲の環境上支障がないと認めたものについては、高度地区として建築物の高さの最高限度を定める、は適用しない。 (1) 本規定を施行する際、この規定に適合しない部分を有する建築物の増改築については、あらかじめ町長が都市計画審議会の意見を聴いたもの(この場合において、建築物の高さは、現在の高さを超えてはならない) (2) 学級その他公益上必要な建築物の増改で、あらかじめ町長が都市計画審議会の同意を得たもの (3) 建築基準法第59条の2第1項及び同施行令第13条に定める建築物の空地及び敷地面積の規程を有する敷地に、総称的に規定に基づいて建築される建築物の敷地。 (4) 建築基準法第68条の5第2項に規定する地区計画の区域。			
2 高度地区区内における建築物の高さは、次のとおりとする。 (1) 建築物の各部分の高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に定めるところによる。 (2) 隣地境界線又は前面道路の反対側の境界線までの北真方向の水平距離が8mを超える範囲においては、高さを超えない場合における、昇降機室、昇降機室、物見籠、給水塔等と水平方向の距離が前面道路の境界線の1/8以内のものについては、その部分の高さのうち5mまでは、建築物の高さとは算入しない。 (3) 建築基準法第66条第1項の規定により特定行政行為が認められた1団地については、一般地とみなす。			
3 北側の前面道路の反対側(北側、隣地等)その他に接するものがある場合もしくは建築物の敷地の北側で北面、緑地線その他に接するものがある場合においては、建築基準法第135条の4に定めるところによる。			
4 建築物の敷地の地盤面が北側の(南側)北側)前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線(をいう。)の地盤面(地盤面)に建築物がない場合においては、当該敷地の平均地表面(をいう。)より1m以上低い場合においては、建築基準法第135条の4に定めるところによる。			

「位置及び区域は、総括図表示のとおり」

第一種20m高度地区概要図



地区計画の決定内容

[illegible]

都市計画道路(延長は志免町域内)

類別	路線番號	路 線 名	代表 橋長(m)	延長 (m)
幹 線 街	3-2-1-12	井 野 辰 志 屋 線	32	1,310
	3-3-1-28	丹 多 貳 柏 栗 線	25	2,150
	3-3-1-35	鹿 田 浦 田 線	50	570
	3-3-1-39	荒 免 宇 美 線	25	1,700
	3-4-1-67	南 里 新 大 間 橋	16	180
	3-4-1-69	南 里 東 平 尾 線	16	1,200
	3-4-1-70	志 免 榑 木 線	16	1,100
	3-4-1-71	坂 瀬 橋	16	570
	3-4-1-72	吉 原 瀧 恵 線	16	850
	3-4-1-141	坂 瀬 片 峰 線	16	780
計				11,370

注) 都市計画道路の区域内において建築物を建築する場合は、知事の許可が必要となります。